

りようけいやくしょ 利 用 契 約 書

しゃかいふくしほうじん ふくすみかい
社会福祉法人 福角会

ひ なか いち じ し えん
日 中 一 時 支 援

まつ やま ふく し えん
松 山 福 祉 園

にっちゅういちじしえん さーび すりようけいやくしょ
【日 中一時支援サービス利用契約書】

まつやまふくしえん い か 「じぎょうしょ」 りよう きぼう もの い か りようしゃ しやがいふくし
松山福祉園 (以下「事業所」といいます。) の利用を希望する者 (以下「利用者」といいます。)) と社会福祉
ほうじん ふくずみかい りじちよう やまさき たかし じぎょうしょ りようしゃ たいしてていきよう にっちゅういちじしえん さーび す
法人 福角会 理事長 山崎 隆 は、事業所が利用者に対して提 供する 日 中一時支援サービスにつ
いて、次のとおり契約します。

けいやく もくてき
(契約の目的)

だい1じよう けいやく りようしゃ ゆうするのりよく おうじじりつ にちじようせいかつ いとなむ
第1条 この契約は、利用者がその有する能 力に応じ自立した 日 常生活を営むことができるよう、
にゅうよく はいせつ しょくじなど しえん そ たにちじようせいかつ せ わ おこなう りようしゃ しんしん きのう
入 浴、排泄、食事等の支援その他 日 常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の
い じならび りようしゃ かぞく しんたいてき せいしんてきふたん けいげん はかる もくてき にっちゅういちじしえん
維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、日 中一時支援の
さーび す さだめます
サービスについて定めます。

にっちゅういちじしえん さーび す ないよう
(日 中一時支援サービスの内容)

だい2じよう じぎょうしょ べっし じゅうようじこうせつめいしょ さだめるないよう にっちゅういちじしえん さーび す ていきよう
第2条 事業所は、別紙「重 要事項説明書」に定める内容の日 中一時支援サービスを提 供します。
2. にっちゅういちじしえん さーび す ていきよう しせつ せいかつしえんいん さぎょうしどういん かん ごしなど にっちゅういちじしえん
日 中一時支援サービスの提 供は、施設の生活支援員、作業指導員、看護師等の 日 中一時支援
さーび す じゅうじしゃ い か じゅうぎようしゃ あたります
サービス従事者 (以下「従 業 者」といいます。) が当たります。
3. じぎょうしょ りようしゃ しょうがいていどまた りようしゃほんにん かぞくなど ふようぎむしや だいにんなど い か かぞく
事業所は、利用者の障 害程度又は利用者本人やその家族等の扶養義務者や代理人等 (以下「家族・
こうけんにんなど きぼう りようしゃ にっちゅういちじしえん さーび す ていきよう
後見人等」といいます。) の希望により、利用者に 日 中一時支援サービスを提 供します。
4. じぎょうしょ にちじようせいかつうえ えんじょ にっちゅうかつどうしえん あ た っ て りようしゃ じりつ しえんおよびにちじよう
事業所は、日 常生活上の援助や日 中活動支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日 常
せいかつ じゅうじつ し す る たいおう
生活の充 実に資するよう対応します。
5. じぎょうしょ りようしゃ しょくじ かんし りようしゃ えいよう しんたいじょうきようおよびしこう こうりょ てきせつ
事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体 状 況 及び嗜好を考慮するとともに、適切
じかん しょくじ ていきよう
な時間に食事の提 供をします。

けいやくきかん
(契約期間)

だい3じよう けいやく きかん れいわ ねん つき ひ れいわ ねん つき ひ
第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。ただし、契約
きかんまんりょうご おなじないよう けいやく おこなうばあい そうほう どうい じどうこうしん
期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動更新できます。

そうだんおよびしえん
(相談及び支援)

だい4じょう じぎょうしょ つねにりようしゃ しんしん じょうきょう おか れ て かんきょうなど てきかく はあく つとめ りようしゃ
第4条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者
また かぞく こうけんにんなど そうだん てきせつ おうじる ひつよう じょげん そ の た えんじょ おこないます
又は家族・後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

けんこう ち え っ く
(健康チェック)

だい5じょう じぎょうしょ つねにりようしゃ けんこう ちゅうい けんこう ほ じ てきせつ そ ち こうじます
第5条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

けいやくしゅうりよう じ えんじょ
(契約終了時の援助)

だい6じょう じぎょうしょ にっちゅういちじしえん さー び すていきょう しゅうりよう かいやく ばあい ふくみます さいしひつよう えんじょ
第6条 事業所は、日中一時支援サービス提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し必要な援助
おこなう しゅうりよう むね とうがいしちょうそん れんらく
を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

きんきゅう じ えんじょ
(緊急時の援助)

だい7じょう じぎょうしょ りようしゃ びょうじょう きゅうへん しょうじたばあい そ の た ひつよう ばあい すみやか きゅうきゅういりよう
第7条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療
きかんまた きょうりよくいりようきかん じゅしんいりようきかんなど しんりよう いらい りようしゃ かぞく こうけんにんなど たいし
機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼し、利用者の家族・後見人等に対し、
きんきゅう れんらく
緊急に連絡します。

じぎょうしょ ぎ む
(事業所の義務)

だい8じょう じぎょうしょ にっちゅういちじしえん さー び すていきょう りようしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ
第8条 事業所は、日中一時支援サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保
はいりよ
に配慮します。

- じぎょうしょ けいやく もとづくないよう りようしゃ かぞく こうけんにんなど しつもんなど たいしててきせつ せつめい
2. 事業所はこの契約に基づく内容について、利用者や家族・後見人等の質問等に対して適切に説明
おこないます
を行います。
- じぎょうしょ にっちゅういちじしえん さー び す ていきょう りようしゃ こうどう せいげん こうい
3. 事業所は日中一時支援サービスの提供にあたっては、利用者の行動を制限する行為を
おこないません りようしゃまた た りようしゃとう せいめい しんたい ざいさん ほ ぎ きんきゅう
行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体、財産を保護するため緊急
やむをえないばあい かぎり
やむを得ない場合はその限りではありません。

しゅひぎ む
(守秘義務)

だい9じょう じぎょうしょ せいとう りゆう かぎり ぎょうむじょうし り え たりようしゃまた かぞく こうけんにんなど ひみつ ほ じ
第9条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族・後見人等の秘密を保持
ぎ む おい ます
する義務を負います。

2. 事業所は、日 中一時支援サービス従事者が、在 職 中知り得た利用者又は家族・後見人等に関する秘密をその退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

3. 事業所は、利用者の個人情報 をサービス調 整会議等で用いる場合は、利用者又は家族・後見人等の同意を予 め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。ただし、日 中一時支援サービス計画を作成した事業所が利用者及び家族・後見人等の同意を得ている場合には、この限りではありません。

（利用料金）

第10条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める地域生活支援事業給付費、利用者負担額の月ごとの合計金額を事業所に支払います。ただし、上記市町村が定める地域生活支援事業給付費については、利用者にかわり市町村より代理受 領します。

2. 事業所は、利用者が希望する地域生活支援事業給付費支給対 象外サービス利用料 金を利用者に請求 できます。

3. 事業所は、日 中一時支援サービスの提 供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族・後見人等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族・後見人等の同意を得ます。

4. 地域生活支援事業給付費支給対 象外サービス利用料 金については経済 状 況 の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、を日 中一時支援サービス行う際に説明をした上で、当該サービス利用料 金を相当の額に変更することができます。

（利用料金の支払方法等）

第11条 利用者は、サービスの提 供の対価として、別紙「重 要事項説明書」に定める利用料 金の合計額を月 ごとに支払います。

2. 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求 書を、翌月10日までに利用者へ送付します。

3. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、翌々月末日までに支払います。

4. 事業所は、利用者からの利用料 金の支払いを受けた時は、利用者へ領 収 書を発行します。た

だし、銀行振込の場合は、振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

5. 地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

(契約の終了)

第12条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が契約期間満了前に、障害程度区分の変更を受けた場合
- (4) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が指定の取り消しを受けた場合
- (6) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(利用者からの契約の解除)

第13条 利用者は、事業者もしくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

(事業所からの契約の解除)

第14条 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、2日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次

じゅう がいとう ばあい じぎょうしょ りょうしゃ けいやくかいじょ りゅう しめしたりようかいじょしょ つうち
の事由に該当する場合には、事業所は利用者に契約解除の理由を示した利用解除書を通ずるこ
とにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) りょうしゃ じぎょうしょ しはらう さーびす りょうりょうきん たいのう さいこく しはらい
利用者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、催告したにもかかわらず、支払い
がない場合
- (2) りょうしゃ いりようきかん にゅういん たいいん みこみ ばあい
利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (3) りょうしゃ つうち おこなわず さーびす りょう おこなわなかった ばあい
利用者が通知を行わずサービスの利用を行わなかった場合
- (4) りょうしゃ けいやく けいぞくしがたい はいしんこうい おこなった みとめられる ばあい
利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

そんがいばいしょう (損害賠償)

だい15じょう じぎょうしょ さーびす ていきょう じこ はっせい ばあい りょうしゃ かぞく こうけんになど れんらく
第15条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・後見人等に連絡を
おこなう ひとつよう おうじてとうがいしちょうそん れんらく おこなうなどすみやか ひとつよう たいおう おこないます
行くとともに、必要に応じて当該市町村に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。

2. じぎょうしょ さーびす ていきょう うえ じぎょうしょ せき かえす じゅう りょうしゃ そんがい あたえた
事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた
ばあい そんがい すみやか ばいしょう ぎむ おいます
場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

そんがいばいしょう ばあい (損害賠償がなされない場合)

だい16じょう じぎょうしょ じこ せき かえす じゅう かぎり そんがいばいしょうせきにん おいません いか
第16条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の
かくごう がいとう ばあい じぎょうしょ そんがいばいしょうせきにん まぬがれます
各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) りょうけいやくしゃ けいやくていけつじ りょうしゃ しんしん じょうきょうおよ びょうれきなど じゅうようじこう こい
利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこ
れを告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) りょうけいやくしゃ りょうしゃ さーびす じっし ひつよう じこう かん ちょうしゅ かくにん たい こい
利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意
にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) りょうしゃ きゅうげき たいちょう へんかなど じぎょうしょ じっし さーびす げんいん じゅう きいん
利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因
して損害が発生した場合
- (4) りょうしゃ じぎょうしょ さーびす じゅうじしゃ しじ いらい はん おこな こうい きいん
利用者が事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して
損害が発生した場合

利用者^{りようしや}の損害賠償責任^{そんがいばいしょうせきにん}

第17条^{だい17じょう} 利用者^{りようしや}の故意^{こい}又は重大^{じゅうだい}な過失^{かしつ}により、その責^{せき}に帰すべき事由^{かえすじゆう}により事業所^{じぎょうしょ}・日中一時支援^{にっちゅういちじしえん}
サービス従業者^{さーびすじゅうぎようしや}・その他第三者^{そのただいさんしや}に損害^{そんがい}が発生^{はっせい}した場合は、利用者^{りようしや}の責任能力^{せきにんのうりよく}を鑑み^{かんがみ}その
賠償責任^{ばいしょうせきにん}を負^おうものとします。

情報^{じょうほう}の保存^{ほぞん}

第18条^{だい18じょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、利用者^{りようしや}に対する日中一時支援サービス^{にっちゅういちじしえんさーびす}の提供^{ていきよう}に関する書類等^{かんするしよるいなど}を整備^{せいび}し、この契約^{けいやく}
終了^{しゅうりよう}後5年間^{ご5ねん}保存^{かんぽん}します。
2. 利用者^{りようしや}は、事業所^{じぎょうしょ}にて当該利用者^{とうがいりようしや}に関するサービス記録^{かんするさーびすきろく}を閲覧^{えつらん}できます。
3. 利用者^{りようしや}は、当該利用者^{とうがいりようしや}に関するサービス記録^{かんするさーびすきろく}の複写物^{ふくしやぶつ}の交付^{こうふ}を受けることができます。ただし、
複写物^{ふくしやぶつ}に関しては、事業所^{じぎょうしょ}は利用者^{りようしや}に対して実費相当額^{たいしてじっぴそうとうがく}を請求^{せいきゆう}できるものとします。

苦情^{くじやうかいけつ}解決^{かいけつ}

第19条^{だい19じょう} 利用者^{りようしや}又は家族^{かぞく}・後見人等^{こうけんにななど}は、事業所^{じぎょうしょ}が提供^{ていきよう}したサービスに関する苦情^{さーびすかんするくじやう}がある場合は、いつ
でも別紙^{べっし}「重要事項説明書^{じゅうようじこうせつめいしよ}」に記載^{きさい}されている苦情受付窓口^{くじやうけつけまどぐち}に苦情^{くじやう}を申し立て^{もうしたて}ることができま
す。事業所^{じぎょうしょ}は、苦情^{くじやう}が申し立て^{もうしたて}られた場合は、速やか^{すみやか}に事実関係^{じじつかんけい}を調査^{ちょうさ}し、その結果^{けっか}、改善^{かいぜん}の
必要性^{ひつようせい}の有無^う及びその方法^{ほうほう}について、利用者^{りようしや}又は家族^{かぞく}・後見人等^{こうけんにななど}に文書^{ぶんしよ}で報告^{ほうこく}します。
2. 事業所^{じぎょうしょ}は、利用者^{りようしや}又は家族^{かぞく}・後見人等^{こうけんにななど}が苦情^{くじやう}の申し立て^{もうしたて}をした場合に、これを理由^{りゆう}として利用者^{りようしや}
に対し^{たいし}、一切^{いっさい}の不利益^{ふりえき}を与え^{あたえ}ません。

虐待^{ぎやくたい}・拘束^{こうそく}

第20条^{だい20じょう} 従業者^{じゅうぎようしや}は従業者間相互^{じゅうぎようしやかんそうご}において、利用者^{りようしや}に対しての虐待^{ぎやくたい}・拘束等^{こうそくなど}について防止^{ぼうし}するもの
とする。

身元引受人^{みもとひきうけにん}

第21条^{だい21じょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、利用者^{りようしや}に対し緊急時^{たいしきんきゆうじ}の連絡等^{れんらくなど}のため、身元引受人^{みもとひきうけにん}を求め^{もとめ}ます。

（利用者等による不当な言動等への対応）

第22条 利用者またはその家族その他関係者（以下「利用者等」という。）は、従業者その他の関係者に対し、暴力・暴言・威圧的言動・侮辱・性的言動・不当な要求等、社会通念上許容されない言動を行ってはならないものとします。

2 事業所は、前項のような言動が確認された場合、事実関係を調査し、必要に応じて利用者等に対し注意・指導・改善の要請を行うことができます。

3 利用者等が前項の要請に応じず、または改善が見られない場合、事業所は次の措置を講ずることができます。

① 面談や電話等の制限

② 職員立会いのもとでの対応限定

③ サービス内容・方法の一時的な変更または中止

④ サービス利用契約の解除（やむを得ない場合に限り）

4 上記の措置を講ずる際には、事業所は可能な限り利用者等に対し理由を説明し、必要に応じて関係機関（相談支援事業所、市町担当課等）と連携します。

5 利用者等の言動が、従業者や他の利用者の安全を著しく害するおそれがあるときは、事業所は警察等関係機関への通報を行うことができます。

（裁判所轄）

第23条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

（その他）

第24条 この契約に定めない事項については、知的障害者福祉法その他関係法令に従い利用者・家族・後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

ほんけいやく かいやく ていけつ ばあい たちあいにんらん しょめいおういん
本契約について、家族・後見人等の立会いにて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押印するものとします。

じょうき かいやく せいりつ しょうする かいやくしょ つう さくせい りようしやおよびじぎょうしょ しょめいおういん うえかくじ
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上各自

¹ つう しょうじ
1通を所持します。

れいわ ねん つき にち
令和 年 月 日

りようし じゅうしょ
利用者 住所 _____

し めい
氏 名 _____ 印

たちあいにんらん じゅうしょ
立会人 住所 _____

し めい
氏 名 _____ 印

りようし かんけい
利用者との関係 ()

じゅうぎょうし じゅうしょ じゅうざいち えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち
事業所 所在地 愛媛県松山市福角町 甲1829番地

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん ふくずみかい
事業者名 社会福祉法人 福角会

だいひょうしゃめい りじちよう やま さき たかし
代表者名 理事長 山 崎 隆 印